

議案第15号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年2月19日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「次条第2項」を「次条第4項」に改める。

第3条第1項中「。次条、第6条、第13条、第16条及び第19条において同じ」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 次に掲げる目的のため港湾環境整備施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為
- (3) 興行
- (4) 港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会、展示会
その他これらに類する催し

3 前項に定めるもののほか、港湾環境整備施設における次に掲げる施設又は設備を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 駐車場（有料の駐車場として告示されたものに限る。以下同じ。）
- (2) バーベキュー施設
- (3) バーベキュー用こん炉その他の規則で定める設備

第4条第1項中「港湾施設」を「前条各項の許可に係る港湾施設及び設備（以下「特定港湾施設等」という。）」に改め、「一般利用」の次に「、定期利用」を加え、同条第2項中「港湾施設」を「特定港湾施設等」に、「随時一般の者の」を「随時、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定期利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる期間を定めて利用に供することをいう。

第4条第4項中「港湾施設」を「特定港湾施設等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 専用利用とは、特定港湾施設等の利用目的に従い、利用できる範囲及び期間を定めて利用に供することをいう。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一般利用」の次に「、定期利用」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定期利用 1年以内で市長が規則で定める期間

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 定期利用の利用期間については、1年を超えない期間で更新することができる。

第6条各号列記以外の部分中「第3条第1項又は第2項」を「第3条各項」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改め、同条第1号中「当該申請に係る港湾施設を利用するについて」を「特定港湾施設等の利用について」に改め、同条第2号中「第3条第1項又は第2項」を「第3条各項」に改め、同条第3号及び第4号中「港湾施設」を「特定港湾施設等」に改める。

第8条第1項中「第3条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同条第

2 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 項」に改める。

第 1 1 条中「第 3 条第 1 項」の次に「から第 3 項まで」を加える。

第 1 2 条中「第 3 条第 1 項又は第 2 項」を「第 3 条各項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「港湾施設」を「特定港湾施設等」に改め、同項第 1 0 号中「別表」を「別表第 1」に改め、同項第 1 5 号に次のように加える。

カ シャーシー置場 1 月 1 区画 1 0, 0 0 0 円

第 1 3 条第 1 項第 1 9 号を次のように改める。

(19) 港湾環境整備施設等使用料

別表第 2 港湾環境整備施設等使用料による。

第 1 3 条第 1 項第 2 0 号中「1 月 1 区画 5, 0 0 0 円」を「別表第 3 駐車施設使用料による。」に改める。

第 1 5 条中「第 3 条第 1 項」の次に「から第 3 項まで」を加える。

第 1 6 条中「港湾施設」を「特定港湾施設等」に、「第 3 条第 1 項又は第 2 項」を「第 3 条各項」に改める。

第 1 7 条中「港湾施設」の次に「及びその設備」を加える。

第 1 9 条第 1 号及び第 2 号中「第 3 条第 1 項又は第 2 項」を「第 3 条各項」に、「港湾施設」を「特定港湾施設等」に改め、同条第 3 号中「又はこの」を「、この」に、「若しくは第 3 条第 1 項又は第 2 項」を「又は第 3 条各項」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

港 湾 環 境 整 備 施 設 等 使 用 料

種 別	単 位	金 額
行商、募金その他これらに類する行為	1 日	1,000円

業として行う写真の撮影 その他これに類する行為		1日		5,000円
業として行う映画の撮影 その他これに類する行為		1日		10,000円
興行		1日1平方メートルまでご とに		10円
港湾環境整備施設の全部 又は一部を独占して行う 競技会、集会その他これ らに類する催し		1日1,000平 方メートルま でごとに	2時間未満	250円
			2時間以上 4時間未満	500円
			4時間以上 8時間未満	1,000円
			8時間以上	1,500円
			8時間以上	1,500円
港湾環境整備施設の全部 又は一部を独占して行う 展示会その他これに類す る催し		1日1,000平 方メートルま でごとに	4時間未満	1,250円
			4時間以上 8時間未満	2,500円
			8時間以上	3,750円
			8時間以上	3,750円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円
バーベキュー 一施設	かまどなし	1箇所1回		500円
	かまど付き	1箇所1回		1,000円

備考

- 1 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさのものをいう。
- 2 バーベキュー施設の1回の利用時間は、規則で定める。
- 3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の

額は、規定使用料の2割増相当額とする。

4 設備使用料については、規則で定める。

別表第3（第13条関係）

駐 車 施 設 使 用 料

種 別		単 位	金 額
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円
	大型自動車	1日1台1回	1,200円
定期利用（普通自動車に限る。）		1月1台	5,000円

備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条第1項第15号及び第20号の改正規定並びに別表第1の次に2表を加える改正規定（別表第3に係る部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 平成20年5月1日

(2) 第3条第1項の次に2項を加える改正規定（同条第3項第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び別表第1の次に2表を加える改正規定（別表第2パーベキュー施設の項及び同表備考第2項から第4項までの規定に係る部分に限る。） 規則で定める日

（経過措置）

2 事務所附帯施設使用料のうち、シャーシー置場に係る使用料の額については、改正後の条例第13条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄により算出して得た額に100分の10

5 を乗じて得た額とする。

平成 20 年 5 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	1 月 1 区画 6,000 円
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	1 月 1 区画 8,000 円

(川崎市港湾振興会館条例の一部改正)

3 川崎市港湾振興会館条例（平成 3 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 駐車場利用料の表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）別表第 2 備考第 1 項に定めるところによる。

参考資料

制 定 要 旨

港湾環境整備施設及びその設備の利用について一部許可制を導入するとともに使用料を徴収すること等とするため、この条例を制定するものである。